

ビジネス法務

8

AUGUST

2010
Vol.10 ● No.8
中央経済社

東京商工会議所・各地商工会議所主催ビジネス実務法務検定試験対応

就業規則改訂・同意書で早期解決!

- ◎ 残業代未払いへの対応
- ◎ 精神科医と弁護士が診るメンタルヘルス問題
- ◎ 個別「同意書・合意書」活用術

特集

M&A労務成功の秘訣

- ◎ 論点整理 合併・事業譲渡・会社分割
- ◎ 不利益変更
- ◎ 3つのリスク〔簿外債務〕〔スケジュール遅延〕〔人員余剰・流出〕

詳解

派遣法

安西 愈

改正法案の論点と実務対応

特別
寄稿

MBOにおける「取得の価格」と
「公正な価格」をめぐる誤解——後藤孝典

任意提出の扱いはいかに

「大量保有報告 Q&A」の重要ポイント



英国贈収賄法の脅威

試験直前対策!

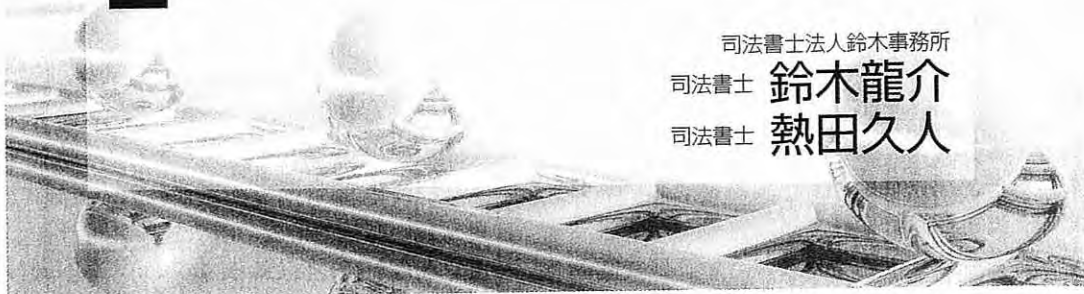
ビジネス実務法務検定試験 演習問題

電話・テレビ会議、みなし決議における 取締役会議事録作成のポイント

司法書士法人鈴木事務所

司法書士 鈴木龍介

司法書士 熱田久人



1 はじめに

取締役会の議事については、法務省令（会社法施行規則101条）の規定に従い、取締役会議事録を作成しなければならない（会社法369条3項）。取締役会の決議事項の中には、登記すべき事項に係るもの⁽¹⁾も少なくない。この場合、登記を申請する際、取締役会決議があったことを証するために、取締役会議事録を添付する必要がある（商業登記法46条2項）。

会社法施行に伴い取締役会議事録の記載事項の変更だけでなく、会議体の形成なく取締役会決議があったとみなされる決議の省略（会社法370条。以下、「みなし決議」という）も導入された。また、IT技術の進展に伴い、取締役が一堂に会さない電話会議・テレビ会議システムによる取締役会も許容されている。

取締役会は、最低でも3カ月に1度は開催されることが必要であるが（会社法363条2項）、上場企業における実際の運用は、1カ月に1度、あらかじめ定められた日時で定期的に開催されるのが一般的であろう。この場合、取締役会で決議や報告すべき事項については、定例

の取締役会のタイミングを待って上程されることになる。しかしながら、昨今は流動する経済情勢のもと、機動的な意思決定の必要性から緊急に取締役会を開催しなければならないケースも少なくない。また、投資家保護という観点から取締役会の決議を経たうえでの開示事項も増加している。

以上を踏まえ、本稿では登記実務から見た取締役会議事録作成のポイントを解説する。

2 電話会議・テレビ会議システムによる場合のポイント

(1) 要件

取締役会は合議制の機関であることから、役員が互いに意見を表明し議論を尽くしたうえで決定を行うことが求められる。この点、重要なのは全員が同じ部屋に集まるということよりも、意見を交換しながら議論を尽くすることができる状態にあるということである。

そこで、即時性および双方向性の要件を満たす電話会議・テレビ会議システムを利用した取締役会の開催が許容されている⁽²⁾。ちな

⁽¹⁾ 自己株式の消却（会社法178条2項・911条3項9号）、代表取締役の選定（会社法362条2項3号・911条3項14号）、支店の設置・改廃（会社法362条4項4号・911条3項3号）等がある。

みに会社法下では、取締役会議事録の記載事項として、役員が一堂に会しない場合の出席方法について定めているが、これは電話会議・テレビ会議システムの方法によることを前提とした規定である⁽³⁾（会社法施行規則101条3項1号かつこ書参照）。

(2) 記載事項

電話会議・テレビ会議システムを用いた取締役会の場合の議事録には、通常の実務取締役会議事録の記載事項に加え、各出席者の会議時の所在地を開催場所として記載したうえ、その出席方法として当該システムが情報伝達の即時性と双方向性の要件を充足していることを記載する必要がある。具体的には、電話会議・テレビ会議システムにより取締役会の出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態であることと、取締役会の開始から終了まで終始その状態が維持された旨を記載することになる。

(3) 記名押印

出席者は電話会議・テレビ会議システムの方法により取締役会に「出席」しているため、一堂に会する場合の通常の実務取締役会と同様に、出席取締役・監査役が署名または記名押印する必要がある（会社法369条3項）。

3 みなし決議による場合のポイント

(1) 要件

取締役会は、業務執行決定機関としての性質上、各取締役が会議に出席して決議に参加

するのが原則である。そのため重大な例外的手法であるみなし決議が成立するためには、次の要件を満たす必要がある。

- ① みなし決議の方法を用いることができる旨が定款で定められていること
- ② 提案事項について議決に加わることができる取締役全員の賛成が必要であること
- ③ 監査役設置会社の場合、みなし決議の方法および提案内容について監査役からの異議がないこと

(2) 具体的な方法

取締役のいずれかから、議決に加わることができる取締役の全員に対して提案書を発して、各取締役から同意書を回収するという方法が通常である。

監査役に対しては、通常、提案をした取締役から、提案内容およびみなし決議の方法による旨の通知がなされる。法令上、監査役からの積極的な同意は求められていないが、異議の有無について確認する必要があるため、監査役からも異議がない旨の返信を求める取扱いとすることが、実務的には相当であると考えられる。

取締役全員から同意する旨の書面が到達した時をもって、提案を可決する取締役会決議があったものとみなされる効力が生じる。各取締役から同意書が別々の日時に到達した場合には、最後の同意書が届いた時をもって決議の効力が生じることになる。

会社法では、書面のほか電磁的記録による方法も認められていることから、ファクシミリや電子メールを利用して行うことも可能である。

⁽²⁾ 平成14年12月18日民商3044号回答・登記研究662号171頁。

⁽³⁾ 相澤哲編著「立案担当者による新会社法関係法務省令の解説」39頁（別冊商事法務）。

【記載例1】電話会議システムによる場合の取締役会議事録

取締役会議事録

平成22年6月23日午後3時30分より、東京本社および関西支社において、電話回線および電話会議用の装置からなる電話会議システムを用いて、取締役会を開催した。

開催場所 東京都千代田区麹町〇丁目△番地 東京本社会議室
大阪市北区曽根崎新地〇丁目△番□号 関西支社会議室

出席役員 取締役総数 4名 出席取締役 4名
監査役総数 3名 出席監査役 2名
東京本社会議室 取締役 山田一郎、取締役 佐藤三郎、
取締役 藤田五郎、監査役 石田 六郎
関西支社会議室 取締役 木村七郎、監査役 森田八重子

上記のとおり、取締役および監査役の出席が確認され、定款の定めにより代表取締役 山田一郎が議長となって、本取締役会は電話会議システムを用いて開催する旨を宣言した。

電話会議システムにより、出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認されて、議案の審議に入った。

決議事項 第1号議案 ○○○○の件
(中 略)

本日の電話会議システムを用いた取締役会は、終始異状なく議題の審議を終了したので、議長は午後4時30分閉会を宣言した。

この議事の要領および結果を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役・監査役は次に記名押印する。

平成22年6月23日

株式会社ABC商事 取締役会

議長	代表取締役	山田 一郎	㊟
	出席取締役	佐藤 三郎	㊟
	出席取締役	藤田 五郎	㊟
	出席取締役	木村 七郎	㊟
	出席監査役	石田 六郎	㊟
	出席監査役	森田 八重子	㊟

【記載例2】みなし決議による場合の提案書兼同意書

平成22年6月18日

取締役各位

株式会社ABC商事
代表取締役 山田 一郎

取締役会決議事項に関する提案書

私は、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議事項に関して、下記のとおり提案いたします。本提案に対して取締役全員から同意をいただき、かつ監査役からの異議がない場合は、取締役会を開催せずに本提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされることとなります。

つきましては、本提案をご検討いただき、同意いただける場合は、末尾の回答欄に記名押印のうえ、平成22年6月30日までに、本書をご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

提案事項 ○○○○の件
(中 略)

以上

株式会社ABC商事
代表取締役 山田 一郎 殿

私は、上記提案の内容を検討のうえ取締役として同意することを表明いたします。

平成22年6月30日

氏 名 佐 藤 二 郎 ㊞

(3) 記載事項

みなし決議の方法を用いた場合も取締役会議事録の作成が必要である（会社法施行規則101条4項1号）。会議体としての取締役会が開催されているわけではないので、厳密には「議事」の記録を作成するわけではないが、みなし決議が行われた経過とその内容を記載することになる。具体的には次の事項である。

- ① 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 上記①の事項の提案をした取締役の氏名
- ③ 取締役会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(4) 記名押印

みなし決議の場合、出席者はいないため、取締役・監査役が取締役会議事録に署名または記名押印する義務はない⁽⁴⁾。

ただし、原本性の確保や偽造の防止の観点から、実務的には、議事録作成者が記名押印することが望ましいと考える。

(5) 登記添付書面

みなし決議に基づく登記申請を行う場合には、当該場合に該当する書面を添付しなければならない（商業登記法46条3項）。当該書面としては、提案書および各取締役からの同意書ではなく、みなし決議による取締役会議事録を添付するとされている⁽⁵⁾。

また、みなし決議の方法を用いることができる旨の定款の定めを証するために、定款を添付することを要する（商業登記規則61条1項）。

定款には、末尾に「これは当社の定款に相違ない。」といった認証文を記載して代表取締役が記名押印する。

4 登記添付書面としてのポイント

(1) 作成時期

取締役会議事録の作成時期については、法令上明確な時期は定められていない。しかし、取締役会の日から10年間、取締役会議事録を本店に備え置いて、株主や債権者からの閲覧等の請求に対応できるようにするため（会社法371条）、遅滞なく作成しなければならない。

登記事項に変更が生じた場合、原則として変更が生じた日から本店所在地において2週間以内に登記申請をしなければならないことから（会社法915条1項）、取締役会議事録の添付が必要な登記申請を行うような場合には、当該登記期間を考慮して、取締役会議事録を作成しなければならない。

(2) 原本還付

登記申請書に添付した書面の還付を請求することができるが（商業登記規則49条1項）、当該請求をするには、登記申請の際に、原本を提示して、取締役会議事録の謄本を提出しなければならない。

還付請求の際、議事録の謄本に代え、登記申請に不必要な部分の謄写を省略した抄本を提出することも認められている⁽⁶⁾。取締役会議事録には機密性の高い事項が記載されていることを勘案すると、ケースによってはそのような対応についても検討すべきである。

⁽⁴⁾ 登記実務上、「みなし決議」により代表取締役の選定を行う場合には商業登記規則61条4項が類推適用される。詳細は後述「4. (3) 押印」を参照されたい。

⁽⁵⁾ 平成18年3月31日民商782号通達、第2部、第3、4、48頁。

【記載例3】みなし決議による場合の取締役会議事録

取締役会議事録

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 取締役会決議があったものとみなされた日 | 平成22年6月23日 |
| 2. 取締役会決議があったものとみなされた事項の提案者 | 代表取締役 山田 一郎 |
| 3. 議決に加わることができる取締役の総数 | 4名 |
| 4. 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容 | 下記のとおり |

記

提案事項 ○○○○の件
(中 略)

以上

平成22年6月18日付で代表取締役山田一郎が当会社の取締役および監査役全員に対して上記について提案書を発し、当該提案につき、平成22年6月23日までに取締役全員から書面により同意の意思表示を得て、かつ監査役からの異議もなかったため、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、取締役会の決議の省略を行ったので、取締役会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

平成22年6月23日

株式会社ABC商事 取締役会

議事録作成者 代表取締役 山田 一郎 ㊟

(3) 押 印

取締役会議事録に出席取締役・監査役が押印する印鑑について、法令は特に規定していない。ただし、代表取締役の選定に関する取締役会議事録については、出席した取締役および監査役が市区町村に登録している個人の

印（個人実印）を押印したうえで、印鑑証明書を添付しなければならない（商業登記規則61条4項3号）。

もっとも、従前の代表取締役が取締役会議事録に会社届出印（会社実印）を押印している場合には、他の出席取締役・監査役が押印

する印鑑は、個人実印である必要はなく、印鑑証明書の添付も不要である（商業登記規則61条4項ただし書）。この場合、従前の代表取締役が、代表取締役としてではなく、代表権のない取締役や監査役として権限をもって取締役会に出席し会社実印を押印している場合も同様である。

なお、登記実務上、みなし決議で代表取締役を選定した場合、取締役全員は取締役会議事録に個人実印を押印し、議事録および印鑑証明書を登記申請書に添付しなければならない⁽⁶⁾が、取締役会議事録に議事録作成者として従前の代表取締役が会社実印を押印している場合、他の取締役が議事録に記名・押印する必要はなく、印鑑証明書の添付も不要である。

鈴木龍介（すずき りゅうすけ）

司法書士・行政書士。司法書士法人鈴木事務所代表社員。日本司法書士会連合会企業法務推進対策部委員。千葉商科大学大学院修士課程特別講師。リスクモンスター株式会社（大証ヘラクレス上場）社外監査役。

主な著書：『商業登記全書 第5巻 株式会社の機関』（編著、中央経済社、2008）、『株主総会ハンドブック』（共著、商事法務、2008）、『商業・法人登記300問』（編著、テイハン、2009）、『動産・債権譲渡登記の実務』（共著、金融財政事情研究会、2010）、『会社法務書式集』（共著、中央経済社、2010）。

<http://www.suzukijimusho.com/>

熱田久人（あつた ひさと）

司法書士。司法書士法人鈴木事務所 アソシエイト。企業法務を中心に手がける。

主な著書：『商業登記全書 第1巻 商業登記総論・個人商人』（共著、中央経済社、2007）、『商業登記全書 第5巻 株式会社の機関』（共著、中央経済社、2008）、『商業・法人登記300問』（共著、テイハン、2009）。

⁽⁶⁾ 昭和52年11月4日民四5546号回答。

⁽⁷⁾ 取締役会議事録に取締役全員の押印がない場合、議事録に加え、みなし決議の提案に対する同意書に各取締役が個人実印を押印し、同意書ならびに印鑑証明書を添付する（小川秀樹＝相澤哲編著『通達準拠 会社法と商業登記』（金融財政事情研究会、2008）187頁）。